

和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成25年5月29日（水）午後1時30分から午後4時00分まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所裁判員候補者待機室

第3 出席者

（委員）

大塚修二，岡本賢司，金木秀文，阪 秀樹，山東美代，丹下一子，月山純典，富山信彦，橋本眞一，森義之（委員長）

（五十音順，敬称略）

（説明者，事務担当者又は庶務）

河畑勇裁判官，志賀民事首席書記官，大垣刑事首席書記官，藤田事務局長，遠藤事務局次長，大本家裁総務課長，藪本家裁総務課課長補佐

第4 議事

1 開会

2 所長挨拶

3 新任委員紹介

森委員の他，前回委員会以降任命された大塚委員及び橋本委員の紹介が総務課長から行われた。

4 委員長選任

委員の互選により，森委員が委員長に選任された。

5 委員長代理の指名

委員長により，橋本委員が委員長代理に指名された。

6 テーマ「市民にとって身近で利用しやすい裁判所について」

(1) 裁判所の広報について説明

説明者（家裁総務課長）から，裁判所が実施している広報活動の意義及び活動状況について説明

(2) 裁判官の執務状況等の説明

説明者（裁判官）から，和歌山地裁の裁判官の配置，執務状況及び日常生活の様子について説明

(3) 法廷傍聴

裁判員裁判の傍聴

(4) 意見交換等

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

- ◎ 裁判所から説明した広報や手続案内についてご意見をいただきたい。
- 裁判所がパンフレットを作っていることは少しは知っていたが，どこに置いているのか。
- 裁判所入口のラックに置いたり，窓口での説明の際にも使っている。市町村役場に送付しているものもある。
- 裁判所に来る人は呼び出されて来ている人が多いので，パンフレットが目に触れにくいのではないかと。例えば図書館にあれば見る人も多いのではないかと。
- ◎ 広くいろいろな所に置くのは重要だと思う。
- 私は心配事相談の委員をしているが，そこに裁判所のパンフレットも置きたい。
- 県にもいろいろな相談機関があるので，裁判所のパンフレットを備え置くことは可能だと思う。
- 今回の案内をいただいたときに裁判所のホームページを見たが，かなり充実している。どこかでアピールできればよいと思う。パンフレ

ットにアドレスがあるだけでも違う。

- ◎ 裁判所のパンフレットには、裁判所のウェブサイトのアドレスを記載しているのだが。
- 先ほどの説明では裁判官は転勤が多いとのことだが、法曹三者の中で裁判官の人気は高いのか。また、事務官についてはどうか。
- その人の適性とか、どういうことをしたいかによって希望が違ってくる。裁判所は女性も働きやすい職場と思うので、最近は女性の希望者が多い。優秀な方を採用することができるのではないかと思う。
- 裁判員裁判の導入の前後で違いはあるか。
- 先ほど傍聴した裁判員裁判で見ていただいたとおり、裁判長が訴訟を指揮したり、口頭で説明をするので、話をして説得する能力が裁判官にも求められていると思う。
- ◎ 裁判員裁判を見た感想はどうか。真ん中の3人が裁判官で、両側に3人ずついたのが裁判員、左に2人いたのが補充の裁判員である。
- 補充裁判員は、裁判員が急に来られなくなった際に備えて、予備的に選任されている。今回は2人選任している。補充裁判員は評決に加わらないが、それまでの話し合いの中で意見を言うてもらうことがある。
- 今回のテーマは、身近で利用しやすい裁判所である。だが、裁判所に行ったことがないという人が多い。身近な例で言えば、音がうるさいとかゴミの出し方などの近隣の紛争について、裁判所の調停で解決する方法がある。しかし、一般の市民にはそれを利用する発想がないと思う。法律に関係している人間にとっては、裁判とか調停は、訴えたり訴えられたりというより、紛争を解決する場と考えるが、一般の人にとっては敷居が高い。もっと簡単に紛争を解決できれば、裁判所が利用しやすくなり、身近になる。

- 市とか県でも無料の法律相談をしているが、調停制度を知ってもらって利用を勧めてもらうのが一つの方法と思う。そういう法律相談の部署にパンフレットなどを置かせてもらって知ってもらえれば利用が拡大すると思う。
- 後見人制度については説明会をしていると聞いている。離婚の調停でも、窓口でどのように書いてどのような書類を提出するかを教えてくれている。少額訴訟についても、「訴訟提起」とか「証拠」とか「答弁書」とパンフレットに書いてあるが、一般の人はどのようなものを提出してどのように記載したらいいか分からない。書き方の説明をある程度してもらったらもっと利用が広がると思う。パンフレットの備置きだけでなく窓口で相談できる態勢を取ってもらいたい。書類の書き方などを教えてもらえたらもっと利用しやすく、裁判所の敷居も高くなり、日常的なトラブル解決の場にもなる。
- 簡易裁判所窓口では書類の書き方や手続の説明をしており、訴状のひな形を置いたりして説明をしている。
- 専門的な言葉についても相談に応じて分かりやすく説明してもらいたい。
- 売買代金の請求等の典型的な事件については申立書等を用意している。
- 一般の人は、法律的な言葉自体があまり分からないし、証拠もどのようなものを提出していいのか分からない。ある程度かみ砕いて説明をしてもらうのがいいのではないか。法律に詳しくない方にも分かるように説明してくれると、親しまれるし、分かりやすい。
- 簡易裁判所は開かれた裁判所ということで対応している。
- 一般の我々からすると、裁判所に何かしようとする、弁護士に相談という話になる。軽いもめ事でもお金が要るのでは、という情報か

ら、直接簡易裁判所に行けばよいときでも、もういいか、ということになる。

- 細かい事件でもある程度の費用が要るのは事実である。1回で結審できるとかすぐ和解となるなら、本人だけでもできるし、調停なら調停委員もいるので、必ずしも弁護士は必要ではない。裁判では切手の予納が5000円くらい必要なのがネックである。そんなに要るのなら、という方もいる。
- 特別送達することが必須で、特別送達は1通1050円かかるので、切手は4000円から5000円が必要となる場合がある。
- ◎ 厳格に、書面が配達されたことの証明をする必要があるので、1通1000円以上かかる。
- 簡易に調停ができることも知らなかった。利用しやすい制度と思うので、制度自体を広報したらどうか。「初めて簡易裁判所を利用される方のために」というパンフレットは細かく書いているので、これだったら自分でもできるのでは、と思う。広報ができないか。フリーペーパーとかに載せられないか。
- 昨年法の日週間の広報行事として、民事・家事の調停制度説明会を行った。内容は、それぞれの手続の説明と、調停の実際の様子を見ってもらうために、調停委員と職員で模擬調停を行った。参加者は約30人集まった。
- ホームページについてそんなにおもしろいものにはできないだろうが、もっととっつきやすいものにしたらどうか。
- ◎ ホームページの形式は各庁とも同じで、中身に違いがある。
- アクセス数は大規模庁が多いだろうが、少しでもとっつきやすいようにできないか。
- ◎ 一応フォーマットがあるが、中身は当庁で分かりやすくできる。

- キッズ法廷に知り合いの子が参加したが、よかったと言っていた。裁判官が、その仕事を説明したらどうだろうか。また、検察官が話をするといいのではないか。
- 模擬裁判の後に質問コーナーを設けて、裁判官が説明をした。
- 裁判所が親しみやすくなるためにはどうすべきか。突飛な話かもしれないが、新庁舎ができて駐車場ができるが、休日に一般に開放するのはどうか。私も司法試験を目指すまでここに裁判所があるのは知らなかった。今度は周りに緑地もできると聞いている。敷地を柵で覆うのではなく問題のない限り自由に出入りできればよいと思う。
- 市役所は、観光目的で休日に駐車場を開放している。裁判所の駐車場の開放が可能なら、和歌山城に行く人も増えて、非常にいい話と思う。加えて、親しみやすい広報があれば、よりよい。
- 新庁舎では食堂はできるが喫茶室はできないと聞いている。そういうことを考えてもらいたい。
- ◎ 親しみやすいというところはどうか。普段、裁判とか裁判所のイメージはどうか。
- 以前アパート借りて貸主と敷金の返還についてトラブルになったとき、裁判所で調停を行った。もっとも、そこまで行くステップが難しく、弁護士に頼む必要があるかどうか分からなかった。そのときは、弁護士を頼まなかったが、手続は非常にスムーズに進んでよかった。
- ◎ 敷金の事件などは簡裁にふさわしい事件である。
- 少額の紛争では泣き寝入りが多いのではないか。
- 知らない方は、貸主に取られている。
- 手続は1回やれば分かるが、そこまで手間暇がかかり、司法アクセスが阻害されている。弁護士も、ある程度割が合う事件でないと受けない。

- 県に無料相談をする弁護士が何人いるのか。
- 弁護士会から県や市に派遣している。
- 費用は5000円ほど要ると聞いている。
- 県や市の相談は無料だが、申込みが多いので、20分とか30分しか時間が取れない。
- 以前相談した方が、時間が短いので初めから質問を書いていかなければならないと言っていた。
- 弁護士会ももっと弁護士を利用しやすくするようにしたい。
- ◎ 有意義な意見交換をしていただき、ありがとうございました。

7 次回委員会の意見交換テーマ

「防災について」

8 次回委員会の開催日時

平成25年11月8日（金）午後1時30分から

9 退任予定委員の挨拶

次回委員会までに任期が終了する岡本委員，山東委員，丹下委員及び富山委員から御挨拶をいただいた。

10 閉会